

律令政治史研究者の必読書

野村忠夫著 『律令政治の諸様相』

下川 逸雄

外位制を中心に、律令官人制の研究に偉大な業績をのこされた野村忠夫氏が、「律令政治史とはなにか」を問いかけつゝ、八世紀初頭から半ばにかけての政治史的な歩みをまとめられたのが本書である。

「序章 養老律令の編纂」においては、養老律令は果して通説のいうように養老二年に成立したものかという疑問を投げかけ、それを通して藤原不比等の姿をクローズアップされる。養老二年成立という通説にたいしては、すでに五十年前に坂本太郎博士が疑問を投げかけられたが、野村氏は養老二年成立説を否定する直接的な論拠として次の諸点を掲げられた。

- ① 養老官位令には、養老三年以降に創設された衛門府医師や兵衛府医師等の官位相当が明記されている。この事実は養老令の編纂が三年以降も継続されていたと解さねばならないであらう。

② 入唐請益生大倭忌寸小東人が、刪定に参加して行賞賜田さ

れたことは、帰国した彼が拜朝した養老三年正月より後に刪定が成立したことを物語る。

- ③ 続日本紀養老三年二月壬戌条の「初メテ天下ノ百姓襟ヲ右ニシ、職事主典已上笏ヲ把ラシム。其ノ五位已上ハ牙笏、散位モ亦タ笏ヲ把ルコトヲ聽ス。六位已下ハ木笏」を初見とする我が官人把笏制の内容は、養老衣服令の規定と一致する。そして三年六月での把笏対象の第一次的な拡大の時期と内容との関連からみて、養老三年二月に創設された把笏制が、現在の養老令条に定着した可能性が濃い。

もう少し説明するなら、養老二年末に帰朝した遣唐使一行は、三年正月に「皆唐国授ケン所ノ朝服ヲ著シテ」朝拜したと続日本紀に特記されている。この遣唐使朝拜のみに示された唐衣服制の把笏に刺激されて、翌二月に初めて把笏制が創設され、これが刪定を進めていた養老令条に定着されたと推測される可能性が濃いのではなからうか。

右のような論拠から、養老律令の成立はやはり養老三年以降であったと考えられ、ではその成立はいつかと、さらに論をすゝめられる。

衛士・仕丁の勤務年限は大宝令では三年以上であった。養老令では衛士は一年、仕丁は三年となっている。養老六年二月詔により衛士・仕丁は三年に短縮された。養老令の仕丁役限三年が、この詔によってきまったとは考えられない。詔では衛士も三年になっているのに令では一年とあるからである。すなはち詔が出た養老六年二月には衛士・仕丁の役限について、大宝令から養老令への改訂は終っていたと考えねばならない。しかもこの詔が出た四日後に刪定関係者たちへの論功行賞がおこなわれていることもこの推測を裏づけてくれそうである。

養老律令編纂は、その主宰者である藤原不比等が養老四年八月三日世を去った時、一大頓挫を来した。彼の死は編纂事業の実質的終了を意味した。しかし編纂は形式的に継続され、養老五年後半から養老六年初めの時期になって一応成立したとみなして、形式上の終止符をうったのではなからうかと野村氏は結論づけられた。これは養老律令成立についての注目すべき学説で、高く評価されるべきものである。

大宝律令の編纂が藤原朝臣不比等、下毛野朝臣古麻呂等のような行政官人をはじめ、帰化人系を中心とした、むしろ明經的な学者たちによって行われたのに対して、養老律令は漸く形成されてきた純粹な明法コースの官人たちを中核にすえて刪定がすすめられようとしたことも注目され、また通説で成立年とされている養老二年は、あるいは刪定開始の時点である可能性も否定できない

いが、開始の年を成立時点にすりかえなければならなかったところに問題がある。この養老二年は右大臣不比等が全く制肘をうけることのない政府首班として、名実ともに権勢の座を確立したとみられる時点で、刪定の成立がここに仮託されたのも当然とみられる年紀といえようとのべていられる。

序章において、養老律令成立について諸学説を整理しながら右のような注目すべき学説を提示され、第一章 大宝令体制、第二章 和銅元年体制と論をすすめられる。第二章第二節では「平城造都をめぐる問題」と題して、和銅元年体制下の政策と農民を論じていられるが、その中での帳内・資人に関する研究は、それらについての論文が手近にないので、帳内・資人制全体をまとめて考えるには非常に参考になるものである。この章の第三節で「首皇子の立太子と藤原氏」と題して、不比等政權確立への道へのべ、第三章では「不比等政權」についてのべてある。第四章では不比等なきあとの「長尾王首班体制から藤四子体制へ」と論はすゝんで行く。

本書は奈良時代初期の政治史を知る上には必読の書ともいえるべきもので、続日本紀を講読する下川ゼミにとっては手ばなすことのできない本である。図書館に数冊複本を備え付けておいても常に貸出し中で、ゼミの学生諸君の予約が続いているという状態はまことによるこぼしい限りである。それというのも、野村氏が書き変えを希望していられるとかで絶版になっているので購入できないからである。一日も早い再版の出版が望まれる次第である。

〔塙書房一九六八年 三〇二頁(塙選書64)〕

(しもかわ いつお・専任・日本文化史)